

子育て家庭の皆様へ、大切なお知らせ

# 津市子育て家庭物価高騰対策 支援金のご案内

コロナ禍における物価高騰等の影響により経済的な影響を受けている  
子育て世帯の家計を支援するため、支援金を支給します！

## 1. 対象児童

所得制限なし

0歳から18歳までの児童

(平成16年4月2日から令和4年6月1日までの間に出生した児童)

※ 令和4年6月1日時点で津市に住民登録のある児童に限ります。

※ 婚姻している児童は対象とはなりません。

## 2. 支給対象者

対象児童の保護者のうち主たる生計維持者の方で

① 津市から令和4年5月分の児童手当・児童扶養手当を受給している世帯 **申請不要**

\*ただし、令和4年5月以降に受給者の変更があった場合は変更後の受給者

② 津市から児童手当・児童扶養手当を受給していない世帯  
(職場で児童手当を受給している公務員世帯含む) **要申請**  
(児童が高校生等のみの世帯)

## 3. 支給額

児童1人当たり一律 **12,000円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください！

お問い合わせ：津市健康福祉部こども支援課内

「子育て家庭物価高騰対策支援金 相談電話窓口」

専用コールセンター **☎0570-059380**

電話受付日時：令和4年7月5日～10月31日 平日8:30～17:15

\*ナビダイヤルでの通話になります。電話会社の通信料割引サービスや、携帯電話の料金定額プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

各様式のダウンロードおよび制度について詳しくはこちら

津市子育て家庭物価高騰対策支援金

検索



English/Espanol/  
Portugues/Tagalog



Web Site

## 4. 支援金の支給手続き

### ■ 児童手当・児童扶養手当を受給している世帯（表面2の①に該当する方）

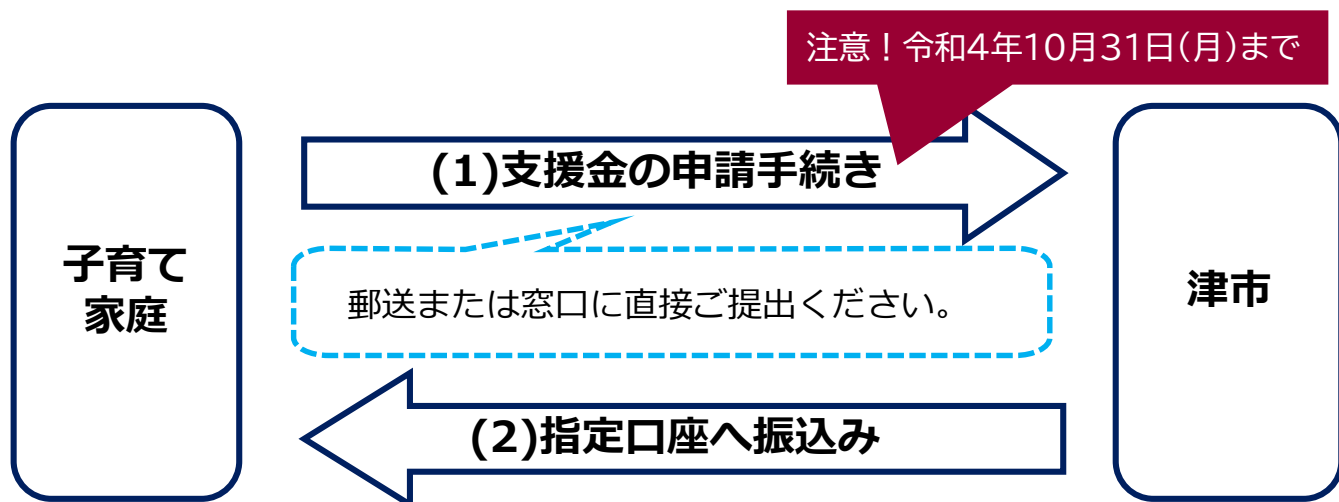
- ▶ 支援金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **8月17日（水）**に、児童手当・児童扶養手当の支払指定口座に振り込みます。

#### 【ご注意ください】

- ※ 支援金の支給を希望しない場合は、令和4年8月12日（金）までに受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童手当・児童扶養手当の支払指定口座を解約しているなど、支援金の振り込みが出来ない恐れがある場合は、振込口座の変更手続きをしてください。

### ■ 上記以外の方（表面2の②に該当する世帯）

- ▶ 支援金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ **7月28日（木）**に市から送付する申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**令和4年10月31日（月）まで（消印有効）**に、郵送または津市の窓口にご提出ください。
- ▶ 支援金の支給要件に該当する方に対して、**申請受付後約2～3週間程度**で指定の口座に振り込みます。



「津市子育て家庭物価高騰対策支援金」の  
**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに津市役所や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。